

業務の運営に関する規程

公益社団法人栃木県栄養士会管理栄養士 栄養士無料業紹介所

第1 求人

- 1 本所は、管理栄養士及び栄養士（国内）に関する限り、いかなる求人の申込みに
についてもこれを受理します。
ただし、その申込み内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通
常の労働条件と比べて著しく不適當である場合には受理しません。
- 2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、
お申込み下さい。直接来所できないときは、郵便、電話、ファクス又は電子メール
でも差し支えありません。
- 3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件を予め書面
の交付又は電子メールの使用により明示してください。ただし、紹介の実施につい
て緊急の必要があるため予め書面の交付又は電子メールの使用による明示ができ
ないときは、当該明示すべき事項を予めこれらの方法以外の方法により明示して下
さい。

第2 求職

- 1 本所は、管理栄養士及び栄養士（国内）に関する限り、いかなる求職の申込みに
についてもこれを受理します。
ただし、その申込み内容が法令に違反する場合には受理しません。
- 2 求職申込みは、本人が直接来所されて、所定の求職票によりお申込み下さい。直
接来所できないときは、郵便、電話、ファクス又は電子メールでも差し支えありま
せん。
- 3 常に、日雇的又は臨時的な労働に従事することを希望される方は、本所に特別の
登録をしておき、別に定める登録票の提示によって、求職申込みの手続きを省略致
します。

第3 紹介

- 1 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、
その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話致し
ます。

- 2 求人の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話致します。
- 3 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件を予め書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため予め書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、予めそれらの方法以外の方法により明示を行います。
- 4 求職の方を求人者に紹介する場合に、紹介状が必要な場合は申し出て下さい。紹介状を発行します。
- 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任を持って紹介の労をとります。
- 6 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に、紹介を致しません。

第4 その他

- 1 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応致します。
- 2 雇用関係が成立しましたら、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をして下さい。
また、紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときにも同様報告して下さい。
- 3 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- 4 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切致しません。
- 5 本所の取扱職種の範囲等は、管理栄養士及び栄養士（国内に限る。）です。
- 6 本所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくお尋ね下さい。

平成24年12月1日

公益社団法人栃木県栄養士会管理栄養士・栄養士無料職業紹介所

代表者（公益社団法人栃木県栄養士会会長） 久保 泉